

内部告発方針

日進工業株式会社

1、概要

本内部告発方針は、社員及び他の個人が、当社に危害をもたらし得る、または企業責任を高める可能性がある深刻な懸念がある場合にそれを提起することを従業員と他の個人に奨励し、提起できるようにすることを意図しています。

本方針の目的上、「当社」とは日進工業株式会社とその関連会社、現地法人を意味します。

2、適用範囲

本方針は勤務地にかかわらず、すべての役員・従業員・契約社員・ならびにコンサルタントにグローバルに適用されます。

3、通報

社内、関連会社を含めたグループ内の1社またはそれ以上の法人と関連を持つものによる違法又は不正の可能性のある行為の実行を業務の遂行中に発見したあるいは認識した該当者、または業務に強い影響を受けた該当者は、当方針に従い、グループの原則に対する違反行為または原則に準じない態度と思われる事実・できごと・状況を善意および良識に基づき速やかに報告しなければいけません。

「通報」とは、法や規則、内部監査の原則、さらに社内方針・社内規程それぞれの中に定められた意義と原則に対する違反あるいは違反の誘因を成立または成立させる可能性のある作為または不作為による不正行為についての通達を意味します。

通報は匿名の形式でもできますが、各状況において適切な保護を適用し、担当者による効率的な調査活動を可能とするために、記名式等での通報を推奨します。

4、贈収賄リスクの評価と必要な統制手段

- ①日進工業株式会社は、贈収賄防止関連法令に関するリスク評価を定期的に行い、リスクに応じた適切な統制手段を整備・運用します。
- ②日進工業株式会社は、ビジネスパートナー等を経由した公務員等への贈収賄を防止する為、贈収賄リスクに応じ、取引開始時にビジネスパートナー等の審査を行います。また、買収、合併、合弁等の際には、その相手先についても、贈収賄リスクに応じた事前評価を実施します。

5、適正な会計処理・記録とモニタリング

- ①日進工業株式会社は、贈収賄防止関連法令と本基本方針の遵守に関する説明責任を果たすため、会計帳簿を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を日進工業株式会社の社内規定に従い保管します。
- ②日進工業株式会社は、本基本方針の遵守状況について定期的に自己点検を行うと共に、内部監査や各国・各地域の管轄当局等の調査に協力します。また、本基本方針とその遵守手続きについて定期的に見直し、必要に応じて改正・改善を行います。

6、罰則

日進工業株式会社は、贈収賄防止関連法令や本基本方針に違反した役員・社員を、日進工業株式会社の社内規定等に従って厳正に処分します。

制定 2020年12月1日

改訂履歴表

頁	年月日	改訂内容	承認	作成
-	2020/12/1	方針の制定	長田	八木